

令和6年度 農地パトロールを実施します

出雲市農業委員会では毎年、期間を定め集中的に「農地パトロール」に取り組んでいます。「農地パトロール」では、筆ごとに、耕作がされているかどうか、また転用の許可なく農地を農地以外で利用していないかを調査します。

令和5年度の調査結果と令和6年度の実施についてお知らせします。

令和5年度農地パトロール結果(農地利用状況調査結果)

出雲市農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地の発生防止及び解消を図るために、毎年、全ての農地を対象として農地パトロール(農地利用状況調査)を実施しています。

近年、農業従事者の高齢化、それに伴う労働力不足や農産物価格の低迷などにより、私たちの周りには耕作・管理されていない農地が増えてきています。

遊休農地を放置したままですと、病害虫が発生したり鳥獣の巣になったりするなど、近隣の農地や

(令和5年度農地利用状況調査)

単位(ha)

地域	再生可能な遊休農地	再生不能な遊休農地	合計
出雲	23	80	103
平田	9	61	70
佐田	23	129	152
多伎	5	29	34
湖陵	9	8	17
大社	17	3	20
斐川	5	9	14
合計	91	319	410

住民に大変な迷惑となる恐れがあるばかりでなく、不法投棄が発生するなど生活環境の悪化の恐れもあります。また、国土保全や景観維持など農地の持つ機能も失われてしまいます。

農地は一旦荒廃が進むと、耕作可能な農地へ復旧するには多大な投資と労力が必要となります。

農地法により、農地の所有者、賃借人など権利を有する方は、その農地の効率的利用と適正な管理を確保する責務があるとされています。

左表は令和5年度の調査結果です。調査結果を基に、状況に応じて、作付や保全管理等の指導を行っています。

令和6年度農地パトロールを実施します

農地パトロールの目的

- ①地域の農地利用の総点検
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導及び違反転用発生防止及び早期発見・是正対策

実施予定時期

7月頃～8月頃 ※各地区を順番に回ります。

調査対象

市内全ての農地

調査員

- ・農業委員
- ・農地利用最適化推進委員
- ・農業委員会事務局職員等



農業者年金受給権者現況届を提出してください

農業者年金を受給されている方は、農業者年金基金から送付される現況届を提出してください。現況届を提出されないと農業者年金を受給できなくなりますので、必ず6月中に提出していただきますようお願いいたします。

なお、6月3日(月)～5日(水)の9:00から17:00までは、市役所本庁1階西側出入り口から入ってすぐ右手の「1-3相談室」でも受付を行います。

提出場所

- ◎市役所本庁5階 農業委員会事務局
- ◎市役所本庁1階西側 1-3相談室 ※6月3日(月)～5日(水)の3日間のみ
- ◎斐川行政センター 斐川農業事務所
- ◎平田行政センター 地域振興課
- ◎佐田・多伎・湖陵・大社行政センター 市民サービス課

緑の募金 にご協力をお願いします

緑の募金とは

森林は、きれいな空気、おいしい水、心身の癒し、地球温暖化の防止など、わたしたちの生活を支え、多くの恵みを与えてくれますが、手入れ不足等により本来の働きを十分に発揮できていないという現状があります。「緑の募金」は森林整備や緑を増やすことを専門家等に任せるだけでなく、国民一人ひとりが森林や緑を自分たちの共通

財産と考え、それぞれの立場で、可能な方法で、森づくりへ参加することが必要だという考えから始まった誰もが参加できる森林ボランティア活動です。

市では、毎年春に町内会を通じて広く市民の皆さまにご協力をお願いしています。令和5年度は、出雲市で約720万円、県全体では約3,100万円の募金をいただき、さまざまな「森づくり・人づくり」活動に活かされています。より多くの皆さまが緑の募金運動に参加し、国民全体で森林を守り育てる運動として発展できますよう、ご理解とご協力をお願いします。

出雲市の「緑の募金」の活用事例

皆さまにご協力いただいた緑の募金は、出雲市でも森林保全や緑化推進活動などに活かされています。

◆「公募事業」の実施

…市民による森林整備、環境緑化、緑化普及、国際緑化協力事業

令和5年度は、学校や地域団体など7団体が緑の募金を活用し、間伐体験や研修会などの取組が行われました。

◆「緑の少年団」活動

…小中学生による緑に関する学習活動・奉仕活動・野外活動等

出雲市内では、20校の小中学校が緑の少年団として活動し、森林内での野外活動、環境美化活動など、さまざまな取組が行われています。



市内の山林での間伐体験

おたずね／森林政策課 ☎21-6996

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。20歳以上65歳未満の国民年金第1号被保険者(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)である農業者の方(年間60日以上農業に従事)ならどなたでも加入できます。これからの安心で豊かな将来設計のために、農業者年金の加入をお考えください。

農業者
年金の
メリット

- 少子・高齢時代に強い積立方式の年金
- 終身年金で80歳までの保証つき
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象
- 認定農業者など一定の要件を満たす人には、保険料の国庫補助あり

おたずね／農業委員会事務局 ☎21-6762